

安田町 UI ターン交通費支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安田町補助金等交付規則（令和6年安田町規則第3号）第22条の規定に基づき、安田町 UI ターン交通費支援事業費補助金交付要綱（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、安田町への移住・定住促進を目的に、高知県外に居住する移住希望者に対し、安田町を訪れ移住活動を行う際に必要となる居住地から安田町までの交通費の一部を支援する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 安田町への移住を希望又は検討している個人をいう。
- (2) 移住活動 移住希望者における移住の実現に向けた安田町への訪問活動をいう。
- (3) 同行者 移住希望者が行う移住活動に同行する者（移住希望者が属する世帯の世帯員であって、当該移住希望者ととも本町への移住を希望又は検討している者に限る）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件を全て満たす者で、移住活動期間中に別表第1に規定する補助事業を行う者とする。

- (1) 高知県外に居住し、安田町への移住を検討している移住希望者（同行者がいる場合は同行者も含む）
- (2) 補助対象経費に対し、他の補助金等の助成制度を受けていない者及び受ける予定のない者。
- (3) 移住活動を行うにあたり、安田町お試し滞在施設又は多目的交流センターなかやま簡易宿泊所で1泊以上宿泊する者。
- (4) 令和7年4月1日以降、安田町が参加する移住フェア等において安田町への移住相談実績がある者又はスマウトを経由して安田町とのオンラインによる移住相談実績がある者（同行者についてはこの限りではない）
- (5) 世帯全員が安田町暴力団排除条例（平成23年安田町条例第10号）に規定する暴力団等でない者。

(補助対象経費等)

第5条 補助金対象経費等は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、出発日の20日前までに補助金交付申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）、移住活動計画書（第3号様式）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金変更交付申請書（第5号様式）を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

（1）補助事業の中止

（2）補助対象経費の増額（ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りではない。）

（3）補助金交付決定額の20%を超える減額

2 町長は前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、移住活動終了後30日以内又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第7号様式）及び移住活動報告書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助額の確定及び交付）

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助事業者へ補助金交付確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、補助金交付請求書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取り消し）

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）町長が交付を取り消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（第 12 号様式）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 15 日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	(1) 若者・子育て世帯等	(2) その他
補助対象者	<p>第4条に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 申請時点で34歳以下の単身者</p> <p>(2) 若者夫婦（申請時点で夫婦ともに39歳以下であること）</p> <p>(3) 子育て世帯（申請時点で子の年齢が18歳未満であること）</p>	<p>第4条に掲げる要件を全て満たす者であり、かつ、左記(1)～(3)に掲げる以外の者。</p>
補助率及び補助額	<p>補助対象経費に4分の3を乗じて得た額。</p> <p>（ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）</p>	<p>補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。</p> <p>（ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）</p>
補助限度額	<p>1人当たり5万円</p> <p>※ただし、世帯上限を15万円とする。</p>	<p>1人当たり3万円</p> <p>※ただし、世帯上限を9万円とする。</p>
補助対象経費	<p>移住希望者の居住地から安田町までの往復に要する経費（鉄道・路面電車・航空機・バス・旅客船・高速料金）</p> <p>※公共交通機関を利用する場合は、特別に発生する経費（グリーン車の利用料及び航空機の特別料金等）は除く。</p>	
補助事業	<p>移住活動期間中、補助対象者は安田町移住担当者との面談、町内案内を受けるとともに、下記(1)～(3)のいずれかの事業を実施すること。</p> <p>(1) 就農体験の実施</p> <p>(2) 就職活動（町内事業所での面談、職場見学など）</p> <p>(3) 空き家バンクに登録されている空き家等の内覧</p>	